国土地理院交流研究員受入れ条件

1. 受入れに要する費用の負担

(1)受入れに要する費用は、申請機関が負担するものとする。(国土地理院部外研究員受入れ規程第5条)

2. 交流研究員の服務等

- (1)交流研究員の服務については、国土地理院の職員に準拠して取り扱うものとする。(国土地理院部外研究員受入れ規程第6条)
- (2)交流研究員が被った災害の補償については、当該交流研究員の所属する申請機関が負担するものとする。(国土地理院部外研究員受入れ規程第6条第2項)
- (3)交流研究員が故意又は過失により国土地理院又は第三者に与えた損害については、当該 交流研究員が所属する申請機関が賠償の責を負うものとする。(国土地理院部外研究員受 入れ規程第6条第3項)

3. 受入れの中止

- (1)受入れ年度計画に係る指導を継続することにより国土地理院の他の業務に支障が生じ又は天災その他のやむを得ない理由が生じたため、当該指導を継続することが困難となったときは、当該交流研究員の受入れを中止することができる。(国土地理院部外研究員受入れ規程第7条)
- (2)交流研究員又は申請機関の長が受入れ承認書に記載された事項を遵守しないときその他 交流研究員又は申請機関の長に不都合な行為があったときは、当該交流研究員の受入れを 中止することができる。(国土地理院部外研究員受入れ規程第7条第2項)
- (3)3.(1)により交流研究員の受入れを中止しようとするときは、あらかじめ、当該交流研究員の所属する申請機関の長と協議するものとする。(国土地理院部外研究員受入れ規程第7条第3項)
- (4)3.(2)により交流研究員の受入れを中止しようとするときは、当該交流研究員の所属する申請機関の長に通知するものとする。(国土地理院部外研究員受入れ規程第7条第4項)

4. 研究等の報告

(1)交流研究員は、研究等が終了し又は受入れ期間が満了し若しくは受入れを中止したときは、速やかに当該研究等に関する報告書を国土地理院長に提出しなくてはならない。(国土地理院部外研究員受入れ規程第8条)

5. 特許出願

- (1)国土地理院に属する職員及び交流研究員が共同で行った発明について、当該交流研究員 (当該交流研究員の在職に係る規定がある場合はその規定に定める者、以下「特許取得権 利者」という。)と共同出願を行わなければならない。ただし特許取得権利者の同意を得 たときは単独出願を行うことができる。(国土地理院部外研究員受入れ規程第9条)
- (2)交流研究員が指導計画に係る指導を受けて行った発明について当該特許取得権利者が特 許出願を行おうとするときは、国土地理院長と共同出願を行うものとする。(国土地理院 部外研究員受入れ規程第9条第2項)
- (3)共同で特許出願を行う場合は国土地理院長及び特許取得権利者の持分を定めた共同出願契約を別に締結するものとする。(国土地理院部外研究員受入れ規程第9条第3項)
- (4) 5. (1) ~ (3) は、実用新案登録出願及び意匠登録出願について準用する。(国土地理院部外研究員受入れ規程第9条第4項)

6. 研究等の成果の取扱い

(1)交流研究員が研究等の成果を当院以外の者に知らせようとするときはあらかじめ国土地理院長の同意を得るものとする。(国土地理院部外研究員受入れ規程第10条)